

森林づくり交付金（拡充）

【平成19年度概算決定額 3,322,722（3,695,468）千円】

事業のポイント

森林の整備・保全のための条件整備やモデル的取組、森林の多様な利用、森林資源の保護等への支援を総合的に実施し、森林の多面的機能の発揮を図ります。

（我が国の森林の現状）

- ・ 今後10年間で人工林の約6割が育てるべき段階から利用可能な段階に移行
- ・ 山村地域が占める森林面積は、全国の森林面積の61%
- ・ 京都議定書目標達成計画に基づき、1,300万炭素トンを森林の吸収で賄う必要

政策目標

- 育成林1,140万haの多様で健全な整備を推進
- 周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落数を平成20年度までに4000集落増加
（約4万8千集落（平成15年度末） → 約5万2千集落）

<内容>

1. 森林整備の推進

林業用機械の導入や未整備森林対策として実施するモデル的な間伐等を推進します。

2. 森林の多様な利用・緑化の推進

森林整備の促進を図るため、森林・林業に関する知識・技術の普及・啓発に資する森林・施設の整備を実施します。

3. 山地防災情報の周知

行政と住民との情報伝達体制の整備、住民等の団体が行う巡視・点検などの協働活動等を実施します。

4. 森林資源の保護

（1）森林資源保護の推進

森林病虫害や野生鳥獣の被害が発生しにくい森林環境の整備等を実施します。

（2）森林環境保全の推進

林野火災防止意識の啓発、森林保全推進員の養成等を行います。

※農山漁村と都市の地域間交流、農山漁村における定住等を促進することを目的とするものについては、「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」に移行

<交付率>

定額（1/2、4/10等）

<事業実施主体>

都道府県、市町村、森林組合等

<事業実施期間>

平成17年度～21年度（5年間）

[担当課：林野庁計画課森林総合利用・山村振興室（窓口）]